

住まい・医療・介護・予防・生活
支援が一体的に提供される「地
域包括ケアシステム」の構築を
目指す。

15か月後のビジョン

津島市在宅医療連携推進協議会

- 在宅医療、介護関係者、地域住民代表が参加し、多職種連携の推進方策を協議する。
- ICTワーキンググループを開催し、電子連絡帳システムの改善と普及を図る。
- 住民啓発ワーキンググループを開催し、一般市民へ在宅医療を普及させるための方策や課題等を協議し、実行する。

在宅医療従事者の負担軽減

- 津島市民病院が副主治医となり、在宅医療に取り組む開業医をバックアップする仕組みを構築する。
- 津島市民病院の「在宅医療支援病床」を広く周知する。利用対象者とその受け入れ状況等について、分析・評価し、課題抽出と解決策の検討を行う。

多職種連携の推進

- タブレット端末やPCを使った情報共有システム(電子連絡帳システム)の効果的な活用方法を研究・検討し、スムーズな情報共有体制の確立を進める。
- 「在宅医療従事者実務研修」を定期的に行い、職種間相互の理解を深め、質の高い在宅医療を提供できる人材を育成する。
- 歯科医師の在宅医療への参画を推進するための連携システムを構築する。
- 薬局薬剤師と医師との連携を推進する。

地域住民とともに考える、在宅生活を支えるまちづくりの推進

- 住民や住民組織との意見交換などを通じて、地域ごとに住民同士で在宅生活を支える仕組みを検討し、構築していく。
- 配食サービス・家事代行など「生活支援ボランティア」を育成し、在宅医療・介護保険では対応できない部分を補うことができる仕組みを構築する。

**「海部医療圏」での地域
包括ケア体制の構築を
目指す。**

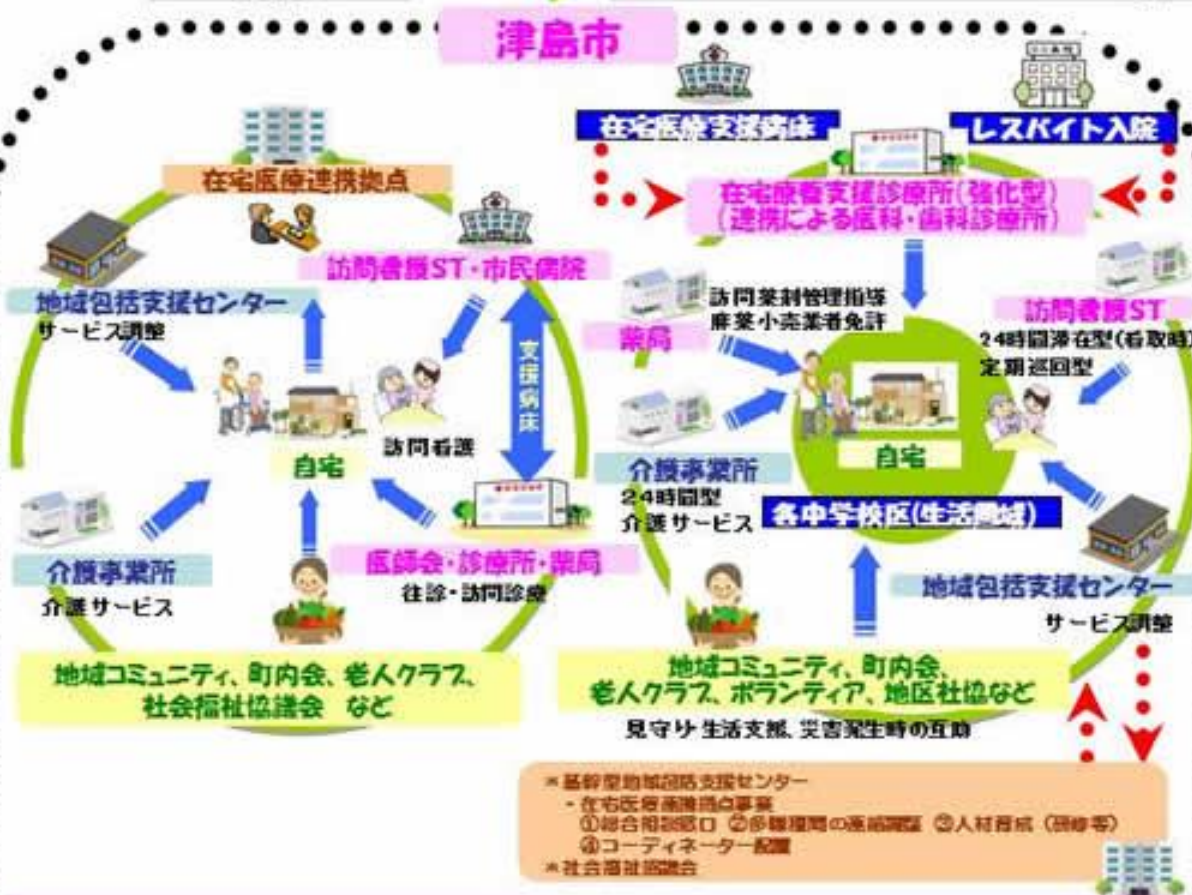
10年後のビジョン

津島市がめざす地域包括ケア体制の未来像

～生活と医療を支え、絆をつないでいける地域を作る～

現在

未来



- ※基幹型地域包括支援センター
 - 在宅医療連携拠点事業
 - ①総合相談窓口 ②多職種間の連携調整 ③人材育成(研修等)
 - ④コーディネート機能
- ※社会福祉協議会

- ※2025年をもちに、広域的考えに立脚し“あま医療圏”を見据えた、“地域包括ケア体制”を構築する。
- ①市役所内に基幹型地域包括支援センターを設置する。
 - ②基幹型地域包括支援センターは、現在行っている在宅医療連携拠点事業の役割を継続する。
 - ③日常生活圏域は現在の中学校区を基本とし4区域に分ける。
 - ④現存している地域包括支援センターは、担当地域の地域包括ケアシステムが十分機能するよう、基幹型と連携をとり取ら進めていく。
 - ⑤在宅医療連携拠点を持つ病院が3病院ある。(地域包括支援センターの担当区域)
 - ⑥レスパイト入院ができる医療機関が2病院ある。
 - ⑦各日常生活圏域に、強化型在宅医療支援診療所(医科・歯科)があり、医療機関間の連携体制が確立する。
 - ⑧各日常生活圏域に、在宅急病訪問薬剤管理指導、麻薬小売業者免許の拠出をしている薬局があり、在宅医療に対応できる。
 - ⑨各日常生活圏域に、24時間型介護サービスが提供できる事業所がある。
 - ⑩市内の東西に、定期巡回と看取時の24時間滞在型を具備した訪問看護ステーションがある。
 - ⑪日常生活圏域の各団体(地域コミュニティ・町内会・老人クラブなど)が、積極的に在宅医療者を支援し見守りなどが十分機能する。



- ※基幹型地域包括支援センター
 - 在宅医療連携拠点事業
 - ①総合相談窓口 ②多職種間の連携調整 ③人材育成(研修等)
 - ④コーディネート機能
- ※社会福祉協議会

- ※2025年をもちに、広域的考えに立脚し“あま医療圏”を見据えた、“地域包括ケア体制”を構築する。
- ①市役所内に基幹型地域包括支援センターを設置する。
 - ②基幹型地域包括支援センターは、現在行っている在宅医療連携拠点事業の役割を継続する。
 - ③日常生活圏域は現在の中学校区を基本とし4区域に分ける。
 - ④現存している地域包括支援センターは、担当地域の地域包括ケアシステムが十分機能するよう、基幹型と連携をとり取ら進めていく。
 - ⑤在宅医療連携拠点を持つ病院が3病院ある。(地域包括支援センターの担当区域)
 - ⑥レスパイト入院ができる医療機関が2病院ある。
 - ⑦各日常生活圏域に、強化型在宅医療支援診療所(医科・歯科)があり、医療機関間の連携体制が確立する。
 - ⑧各日常生活圏域に、在宅急病訪問薬剤管理指導、麻薬小売業者免許の拠出をしている薬局があり、在宅医療に対応できる。
 - ⑨各日常生活圏域に、24時間型介護サービスが提供できる事業所がある。
 - ⑩市内の東西に、定期巡回と看取時の24時間滞在型を具備した訪問看護ステーションがある。
 - ⑪日常生活圏域の各団体(地域コミュニティ・町内会・老人クラブなど)が、積極的に在宅医療者を支援し見守りなどが十分機能する。